

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

平成 25 年度長崎県総合評価落札制度検討委員会（第 1 回）
資料について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る 5 月 15 日に標記委員会が開催され、当日の資料を入手しましたので情報提供いたします。

なお、今回検討が行われた改訂（案）の主な項目は次のとおりとなっております。

1. 総合評価落札方式（標準型）への「施工体制確認型」の導入

* 19.4 億円以上の W T O 対象工事で試行

施工体制確認型の評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

低入札調査基準価格（国の水準まで引き上げ）に満たないものは、追加書類等の提出後に聴き取り調査を行う。

2. 「総合評価落札方式（若手技術者育成型）」の導入

* 原則 1 億円以上の比較的難易度の低い工事で試行的に実施（各振興局 1 ～ 2 件程度）・・・施工計画の提出及び「現場指導員」の配置を条件とし、「現場指導員」により評価する。

若手技術者は 35 歳までの技術者とするが、若手技術者でなくても入札参加は可能。・・・「現場指導員」は不要、配置予定技術者（若手技術者でない者）で評価。

3. その他

①加算点配点基準の変更（鋼構造物（浮き栈橋）の導入）

浮き栈橋については、現場施工がない特殊工事あることを踏まえた配点基準を新に作製し、他の鋼構造物工事との差別化を行う

②技術提案記載方式の変更

総合評価落札方式（標準型）及び（簡易型）を対象とし、提案数は最大で 8 提案。

これまでの相対評価から絶対評価に改訂。

標準型：1.25 点× 8 提案＝ 10 点

簡易型： 0.5 点× 8 提案＝ 4 点

③下請け次数の取り組み

下請け契約による請負数字を 2 次下請け（建築工事は 3 次下請け）までに制限することを制約することにより評価（特別簡易型 0.5 点、簡易型 0.9 点）

※何れも本年 7 月からの実施を考えているとのこと。

※詳細については「資料 2」を参照ください。